

動物用医薬品（医療機器を含む）の流通秩序に関する行動規範

1. 関係法令遵守

動物用医薬品（医療機器を含む）の流通においては関係法令を遵守し、別途定めた業務指針及び手順書に従い適正に管理する。

2. 品質保全

「動物用医薬品の流通における品質保全に関する実践規範」（昭和54年6月20日（社）日本動物薬事協会・（社）全国動物薬品器材協会・（社）動物用生物学的製剤協会制定）に従い、動物用医薬品の適切な保管・管理・配送等を行うよう努める。

3. 安定供給

動物用医薬品（医療機器を含む）は、適正な生産の下、安定的に適切な供給ができる流通態勢の整備に努める。

4. 流通秩序の適正化

動物用医薬品（医療機器を含む）は、その特性をよく認識し、流通面の混乱を避け、正しい情報活動に基づく適正な商習慣にしたがって公正な競争の場を確立し、流通秩序の適正化を図る。

5. 販売価格

動物用医薬品（医療機器を含む）の販売価格は、公正な競争原理に基づき、責任をもって自主的に設定する。ただし、自由な競争が制限されるような差別価格、不当廉売等を行わない。

6. 販売に伴う景品類の提供

1. 動物用医薬品（医療機器を含む）の販売の際に、現品添付、あるいは取引を不当に誘引する過大な景品提供や便益労務の無償提供等を行わない。

2. 動物用医薬品（医療機器を含む）の景品類付き販売は、社会的不信や批判を招くことのない景品類によって行うこととし、「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和 37 年法律第 134 号）の規定の範囲内とする。

7. 試供品

1. 試供品は、販売条件と誤られるような方法で提供してはならない。
2. 試供品は、売品と明瞭に区別する。

8. 広告・宣伝

1. 広告・宣伝を行う場合は、真実の情報を正確に伝達し、獣医師等のユーザーに誤認させてはならない。また動物用医薬品（医療機器を含む）の過量消費等を促すような、過大な広告・宣伝を行ってはならない。
2. 他社の同類製品との比較広告を行う場合には、「比較広告に関する景品表示法上の考え方」（昭和 62 年 4 月 21 日公正取引委員会事務局制定）の記載に従い、不当表示にならないようにする。

9. 情報の伝達

動物用医薬品（医療機器を含む）の品質、有効性、安全性および残留性に関する技術情報が、販売活動の重要な根幹をなすことを認識し、日常の販売活動の中で、これらの情報を積極的に提供するよう努める。

10. 直接販売の条件にならないサービス

1. 中元、歳暮、慶弔、餞別およびこれらに類する儀礼的なものは、華美にならないように自粛する。
2. 販売条件とならない招待（記念行事、研究会、説明会等）は、すべて華美にならないように自粛する。
3. 寄付、協賛費、研究費、原稿料等は、常識的な額とし、過大にならないように留意する。